

新型コロナウイルス感染症拡大による事業者への支援を求める意見書

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に対応するため、政府等による人流抑制策や国民自らの社会活動の自粛などに加え、さらに第6波の影響により、多くの都道府県において「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、今年に入っても、未だ先行き不透明な状況である。

企業の倒産件数については、各種政策支援の効果もあり、一定抑制されているものの、社会経済活動の制約の影響を直接的に受ける宿泊施設や飲食店等のサービス業を中心に財務状況が悪化しており、潜在的な倒産リスクが高まっていることが懸念されている。

そのような中、中小企業などへの主な支援策である据置期間5年以内、利子補給3年間の実質無利子・無担保融資については、据置期間を1年以内とした企業を中心に、返済への負担が考えられることから、政府が返済条件の変更などの柔軟な対応を金融機関等に求めることで、企業の倒産やそれに伴う貸倒れが緩和されることが期待される。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、多くの中小企業にとっては、引き続き売上げの回復が見通せない状況が続いており、中には、運転資金として融資を受けた元本の返済が始まる企業もあり、不安を抱えている経営者も多い。

このようなことから、国においては、売上が減少している中小企業などに対し、金融機関等による実質無利子・無担保融資の要件緩和も含め、下記事項について強く要望する。

記

- 1 中小企業などへの資金繰り支援について、金融機関との連携・協力を努めるとともに、個々の実績に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を迅速かつ積極的に図ること。
- 2 手続の簡素化等の利便性向上に努めるとともに、融資に係る審査に当たっては、事業者の経営実態や特性を十分に踏まえるなど、柔軟な対応を図ること。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大の影響による、新たな借入れの据置期間が満了する場合も含め、返済猶予等の既往債務の条件変更についても、引き続き各企業の実情に応じた配慮を行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣
衆・参両院議長

} あて